

下関市総合計画審議会の運営について

1. 構成及び運営形態

全体会、専門部会、部会長協議の併用方式とする

(1) 全体会

- ・委員全員により開催
- ・原則として、開催は第 1 回（委嘱等）と第 2 回（最終協議）のみとする

(2) 専門部会

- ・審議会会長・副会長を含む全員を、指定する 3 つの専門部会に分割して開催
- ・審議会会長を除く委員の互選により、部会長及び副部会長を選出
- ・開催スケジュールは事務局で案を提示の上、専門部会ごとに定める

(3) 部会長協議

- ・各専門部会の 部会長及び副部会長 と 審議会会長及び副会長 により開催
- ・部会長協議の会務は、審議会会長が総理する
- ・原則として、開催は 中間協議と最終調整の 2 回程度 とする

2. 審議内容

(1) 全体会

第 1 回：委員委嘱、諮問、策定方針・スケジュール等の説明

第 2 回：部会長協議の結果等を踏まえた、答申前の最終協議

(2) 専門部会

- ・後期基本計画の素案を提示の上、3 つの専門部会に基本構想における 8 つの分野を振り分け、分野ごとの課題や方向性、必要な事業等について審議
- ・全体に係る事項（例：現総合計画における重点取組方針等）については、意見を吸い上げ、部会長協議において審議

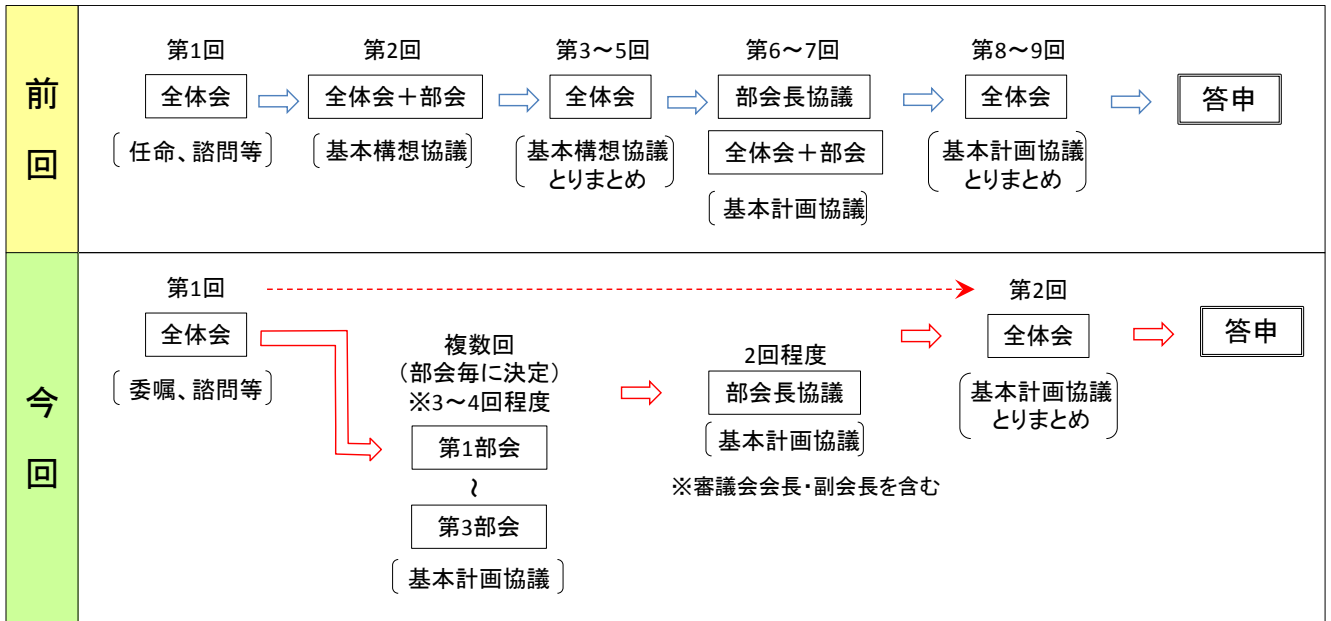
(3) 部会長協議

- ・専門部会ごとの意見の摺り合わせ、調整等を目的とし、第 2 回全体会前の開催を基本とする
- ・必要に応じて、中間協議（進捗状況の確認、全体に係る事項の審議等）を実施する

第2次下関市総合計画後期基本計画策定に係る下関市総合計画審議会の進め方

審議会について『全体会、専門部会、部会長協議の併用方式』を採用し、
審議内容の重点化、並びに運営のスリム化を図る

◆進行イメージ



◆専門部会の構成

専門部会	【第2次下関市総合計画】 基本構想における分野	施策
賑わい・地域部会	第1章 魅力あふれる人・文化を育み、いきいきと交流するまち	文化・スポーツの振興 観光・レクリエーションの振興 連携・交流の推進 国際化の推進 都市全体の価値・魅力向上
	第8章 人のつながりを大切にし、地域の力が活きるまち	地域のまちづくりの推進 市民活動支援の推進 行政機能の充実 行財政の健全化
活力・創生部会	第2章 多彩な人が輝き、活力ある産業が振興するまち	農林水産業の振興 商工業の振興 就業支援策の強化
	第4章 美しく潤いのある自然やまちなみと人が共生するまち	自然環境の保全 良好な景観の形成 廃棄物処理の推進 住環境の整備
	第5章 効率的で活動しやすい都市機能を備えるまち	市街地の整備 公共交通の整備 道路の整備 公園・緑地の整備 情報・通信の整備 港湾の振興
優しさ・安全部会	第3章 みんながともに学び、ともに楽しむ、人を育てるまち	子ども・子育て支援の充実 一人ひとりの生きる力の育成 学校の教育力の向上 社会全体の教育力の向上 生涯を通じた学ぶ機会の提供 人権教育・啓発活動の充実 男女共同参画の推進
	第6章 誰もが安全で安心して暮らせるまち	生活安全の推進 公衆衛生の推進 道路・橋梁等の老朽化対策の推進 上水道の整備 下水道等の整備 河川・海岸環境の整備
	第7章 人と人々が支え合う誰もが健やかで笑顔があふれるまち	保健・医療の充実 地域福祉の充実 高齢者福祉の充実 障害者福祉の充実 低所得者福祉の充実

※審議事項の大半を部会に委ねることになるため、審議会会長・副会長もいずれかの専門部会に属することとする(ただし、審議会会長は部会長・副部長には選出しない)